

留総財第351号

平成31年3月19日

各 部 課 長 様

総務部長 高 橋 一 浩

平成31年度予算執行方針について（通知）

留萌市予算編成及び執行に関する規則第11条の規定に基づき、別紙のとおり平成31年度予算執行方針を定めたので、内容を十分留意の上、適正な執行に努められるよう通知します。

（総務部財務課）

平成31年度予算執行方針

1. はじめに

平成28年度から始まった「留萌市中期財政計画」（以下「中期財政計画」という。）に基づき、持続可能な財政運営を目指して取り組みを進めてきたところだが、平成30年度第10号補正予算において、病院事業会計で見込まれる収支不足拡大に対する特別支援分として3億円の繰出金を計上したこと、中期財政計画ローリング版（平成31～35年度）の財政見通しにおいて、5年間で7億円を超える収支不足が見込まれること、さらに平成31年度予算編成においては、職員一人丸となって各経費の見直しを実施したものの、3年連続となる財政調整基金繰入金を当初予算で計上せざるを得ない状況となったことから、中期財政計画で設定した5つの規律のうち、財政調整基金残高については規律を下回ることとなり、非常に厳しい財政運営が続いているところである。

このことから、過去に経験してきた財政の危機的状況に二度と後戻りしないということを再度強く意識しながら、市民からの期待に応えるべく公平・公正に職務を遂行し、より一層市民との強固な信頼関係を築いていくことが重要であるとともに、年々増加傾向にある労務費単価や老朽化が進む公共施設等の長寿命化等対策、さらには、病院事業会計の収支不安に対する特別支援など、さまざまな歳出増加についても職員一人ひとりが認識し、刻々と変化する国の経済情勢などについても的確に把握したうえで、この厳しい局面を職員一人丸となりながら乗り切っていかなければならない。

2. 一般会計予算の執行について

(1) 年間の執行計画の策定及び進行管理

予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため、留萌市予算編成及び執行に関する規則（以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、歳入歳出に係る年間執行計画を速やかに策定すること。

計画策定にあたっては、予算の執行上、他部局との調整を要する事務事業については、あらかじめ十分な協議を行い、行政内部の意思の統一、協力体制の確立等に万全を期するよう留意すること。

なお、毎月の資金計画については、歳入歳出ともに確実に把握し（特に歳入）、財務課との調整を密にすること。（規則第21条）

(2) 財源の確保

財政の健全性を維持するための基本は、収支の均衡を保持することである。このため、歳入予算の確保は歳出予算の実行性を確実なものにするための前提条件である。

特に、特定財源を伴う事務事業の執行については、財源の確保が事務事業の執行や財政運営上大きな影響を与えることから、関係機関と十分な連絡を取りながら可能な限り財源の早期確保に努めること。

また、市税や各種使用料、負担金等の滞納、未収については、市民に不公平感をもたらし、市役所の怠慢とも指摘されている実態を踏まえ、その滞納、未収に至っている実態を分析し、関係法令や留萌市債権管理条例に基づく適正な管理と実行、収納率の向上に努めること。

(3) 歳出予算の適正な執行

① 予算執行にあたっては、執行計画との整合性を十分確認し、安易な予算流用等が生じないように配慮するとともに、「創意工夫」を常に念頭におき、徹底した経費の節減に努めること。

委託料や工事請負費等の入札差金については、安易に他の用途へ流用・転用することなく、執行残とすること。真にやむを得ないものについては、財務課と協議すること。

また、発注から支払いまでの予算執行状況について、経理補助簿等を活用し常に把握すること。

② 予算の配当については、年度当初に一括配当することとするが、市税等の一般財源の収入が、今後の景気の動向などにより減少することも予想されるので、各課長においては歳出節減に一層努力すること。

③ 予算の流用については、事業の執行上真にやむを得ないものについて財務課と協議することとし、次に掲げる経費は流用することができない。(規則第18条)

ア 人件費に属する経費と物件費に属する経費を相互に流用すること。ただし、補助金等の精算の場合を除く。

イ 交際費及び食糧費を増額するために流用すること。

(増額するための予備費の充用も不可)

ウ 流用した経費に他の経費を流用すること。

また、予算流用したにも関わらず、流用元の予算が不足したことにより流用を取消す事例が多発していることから、適切な経理事務を行い、常に執行見込の把握と執行状況を管理すること。

- ④ 予備費充用については、災害に伴う被災箇所への初期対応や突発的な事故など予算編成当時予期しなかった予算外の支出が生じた場合など真にやむを得ないもののために計上している予算であることから、充用の必要が生じた場合は、財務課と協議すること。

なお、明らかな予算見積り誤り、予算見積り不足などを理由とした安易な執行は一切認めない。

(4) 予算の補正

- ① 予算の補正については、原則として災害等真にやむを得ないもの、国等の制度改正・新規補助決定によるものなどを除き行わない。

従って、予算の執行にあたっては、経費の節減と計画的な執行を徹底し、配当予算の範囲内で対応すること。

- ② 前年度決算に基づく処理については、第3回定例会市議会での補正を原則とする。

- ③ 執行状況の把握や支払期日の確認を怠り、議会日程の申し入れが必要となる事案が見受けられるため、経理補助簿等により適正かつ確実な予算の執行管理に努めること。

(5) 後年度負担を伴う事業の事前協議

国若しくは他の地方公共団体との折衝、又は事業の調査結果等に基づいて後年度の財政負担に影響を及ぼすと思われる事業については、事前に財務課及び政策調整課と協議すること。

(6) 条例規則等による事前協議・合議

次に掲げる事項については、事前に協議し、又は合議を受けなければならない。(規則第23条)

- ① 歳入歳出予算の査定内容の変更に関する事項
- ② 歳入歳出予算に直接影響を及ぼす条例、規則及び訓令等の制定改廃並びに議案に関する事項
- ③ 国及び道支出金の交付申請に関する事項
(毎年定例的にあるものは除く。)
- ④ 収入及び支出科目の疑義に関する事項

⑤ 基金の設置、管理及び処分に関する事項

⑥ 不納欠損処分に関する事項

3. 特別会計予算の執行について

特別会計においても一般会計と同様の取り扱いとするが、独立採算性が大原則であることを常に念頭におき、自主財源の確保なくして経営は存在しないことから、収支の均衡と負担の公平に留意し、将来にわたり持続可能な経営に努め、財源の減少は経費の圧縮で対応することとし、安易に収支補填を一般会計に求めることのないよう一層の自助努力を行うこと。

4. おわりに

冒頭で示したとおり、財政調整基金繰入金を3年連続計上した大変厳しい財政状況であることを職員一人ひとりが重く受け止めながら、事業の執行にあたっては、公金を使用しているというコスト意識を持ちつつ、各事業開始当初の目的の確認や事業実施内容の検証などこれまでの手法を改めて見直す中で、より効率的かつ効果的に目標達成ができるよう常に創意工夫や経費の節減を念頭におき、当然、監査委員等の指摘を受けないよう適正な執行に努めること。